

「国葬」論議は崩壊状況

木村教授がネット番組で批判

東京都立大学の木村草太教授（憲法学）は、23日のインターネット番組「video news」に出演し、安倍晋三元首相の「国葬」問題について同大学の宮台真司教授（社会学）らと議論。「国葬」をめぐる政府の論議の崩壊状況が浮き彫りになりました。

木村氏は、岸田文雄首相がこれまで「国葬」の定義として「故人に対する弔意と敬意を国全体として表す儀式」と述べてきたとし、「国全体」とすることの問題点を詳しく解説しました。

木村氏は、「国全体」の意味を①「国民全員の意味」とした場合、国民に弔意を持つことや、弔意を表現すること

を強制することになり、「思想・良心の自由」を定めた憲法19条や、「表現の自由」(消極的表現の自由)を定めた21条に反すると指摘しました。

また②「国全体」を「敬意・弔意を持つ一部の国民」の意味とした場合、「故人のファンのためのファンクラブ葬のようなものとして、私的行事となり公共性がなくなる」と主張。内閣に私的行事を行う

“誰が弔意を表す儀式かもはや全くわからない”

権限はなく、いわば公金の私物化となると批判しました。

さらに③「国全体」を「内閣のメンバー」の意味と考えるとき、閣議決定のみでの開催はできるが、中身は「内閣葬」となり、「国葬」と名乗る資格はなくなるという説明をしました。

こうしたもとで政府の国葬事務局は14日、立憲民主党への回答で「国葬」の定義について「故人に対する弔意と敬意を表す儀式」として「国全体」という言葉を削ったと指摘。政府が「国全体」の文言を削ったのは「やっかいな問題」になるからだと言いました。

一方で、「国全体」を削ると「もはや誰が敬意、弔意を表す儀式なのか全くわからない」とし、「国葬」をめぐる政府の説明の崩壊状況を強調しました。

また木村氏は、「そもそも国葬は、戦前は偉勲がある人たちに對して行う、国家による表彰や栄典の一種という意味合いをもっていた」とし、「首相としての実績をたたえる儀式と定義をし直して説明ができるのかは、別途検討しておいた方がいい」と指摘。

「この場合は、他の首相経験者や業績のある国民に対し、なぜ、安倍氏だけを特別扱いするのか憲法の平等原則（14条）に違反する問題が出てくる」と述べ、違憲を免れないと主張しました。